

神奈川県渋滞対策アドバイザー会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「神奈川県渋滞対策アドバイザー会議」（以下「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、シームレスネットワークの実現に向けたパフォーマンス・マネジメントの展開を目的とし、神奈川県内におけるサービスレベルの低下要因となっている箇所に対して機動的・面的な対策を推進するため、ビッグデータ等の活用により、求められるサービスレベルに対して著しい課題が生じている箇所の分析を行い、その結果に基づき、道路の機能向上を含む渋滞の緩和・解消を目的とした合理的な局所改良によりネットワークのパフォーマンス改善を図ることを目的とする。

(検討事項)

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- (1) 検討箇所における課題および検討指標
- (2) 対策案の妥当性
- (3) その他必要な事項

(構成)

第4条 本会議の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、本会議の承認を得るものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、所掌事項が完了するまでとする。

(座長)

第6条 本会議の座長は、本会議委員の中から互選により充てる。

2. 座長は、本会議の会務を総括する。
3. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 座長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(本会議の運営)

第7条 本会議は、座長の発議に基づいて開催する。

2. 座長は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 事務局は、横浜国道事務所調査課、相武国道事務所計画課並びに川崎国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

附則 本規約は、令和 6年 3月8日から施行する。

神奈川県渋滞対策アドバイザー会議 名簿

委 員（座長）	横浜国立大学 教授
委 員	東海大学 教授